

改正

平成10年3月27日条例第10号

平成10年9月30日条例第24号

平成24年9月28日条例第23号

平成25年12月20日条例第40号

平成29年12月25日条例第25号

平成30年9月13日条例第30号

令和元年7月8日条例第10号

敦賀市母子家庭等医療費の助成に関する条例

母子家庭等の医療費支給に関する条例（昭和53年敦賀市条例第16号）の全部を次のように改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、母子家庭、父子家庭及び一人暮らしの寡婦（以下「母子家庭等」という。）に係る医療費を助成することにより、母子家庭等の保健の向上に寄与するとともに、母子家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

**第2条** この条例において「児童」とは、20歳に達した日の属する月の末日までにある者をいう。

2 この条例において「母子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の母がその児童を監護している家庭又は母がないか、若しくは母が監護していない場合において、当該児童の父若しくは母以外の者がその児童を養育（その児童と同居してこれを監護し、かつその生計を維持することをいう。以下同じ。）している家庭をいう。

（1） 父母が婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

以下同じ。）を解消した児童

（2） 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）が死亡した児童

（3） 父が規則で定める程度の障害の状態にある児童

（4） 父の生死が明らかでない児童

（5） 父に引き続き1年以上遺棄されている児童

(6) 父が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

(7) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

(8) 母が婚姻によらないで懐胎した児童

3 この条例において「父子家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童の父がその児童を監護している家庭をいう。

(1) 父母が婚姻を解消した児童

(2) 母が死亡した児童

(3) 母が規則で定める程度の障害の状態にある児童

(4) 母の生死が明らかでない児童

(5) 母から引き続き1年以上遺棄されている児童

(6) 母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定による命令（父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

(7) 母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

4 この条例において「一人暮らしの寡婦」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第4項に規定する寡婦であって、現在一人暮らしであり、今後もその状態が継続すると見込まれる者をいう。

5 この条例において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

(4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(5) 国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

6 この条例において「一部負担金」とは、社会保険各法の規定により被保険者及び組合員又は被扶養者（以下「被保険者等」という。）が負担すべき額をいう。

7 この条例において「医療機関」とは、社会保険各法の規定による保険給付を取り扱う病院、診療所、薬局等をいう。

8 この条例において「協力医療機関」とは、母子家庭等に対する療養を行った場合、当該療養に要した費用の額その他助成の額の算定に必要な情報を福井県国民健康保険団体連合会（以下「国

保連」という。)又は社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に提供する等の協力をする医療機関をいう。

(助成対象者)

**第3条** この条例による医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、本市に住所を有する者のうち母子家庭等で社会保険各法の規定による被保険者等とする。

(助成対象者の認定)

**第4条** 助成対象者が、次条に規定する助成金の支給を受けようとするときは、市長に申請書を提出して、母子家庭等医療費の対象者として認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該対象者に受給資格を証する証明書を交付するものとする。

(助成金の支給)

**第5条** 市長は、助成対象者が一部負担金を医療機関に支払った場合には、当該支払額に相当する額を助成金として支給する。ただし、社会保険各法以外の法令等の規定により公費負担金、附加給付金等を受ける場合は、当該支払額のうち一部負担金からその額を控除した額とする。

2 市長は、協力医療機関の情報に基づき、国保連又は支払基金から助成対象者の一部負担金に係る請求があった場合は、助成対象者に代わり、支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、助成対象者に対し、医療費の助成を行ったものとみなす。

(助成対象者等の所得制限)

**第6条** 前条に規定する医療費の助成は、助成対象者及びその者と生計を同一にする配偶者及び民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者の前年の所得(1月から10月までの間に医療機関において受けた療養に係る助成については、前々年の所得)が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に規定する所得制限基準額(母、父、寡婦、養育者及び児童にあつては受給資格者の一部支給の所得制限額とし、配偶者及び扶養義務者にあつては同法の配偶者及び扶養義務者の所得制限額とする。)を超えるときは、これを行わないものとする。

(助成の申請)

**第7条** 第5条の助成は、申請に基づき行うものとする。ただし、協力医療機関において療養を受けた場合は、この限りでない。

(助成の制限)

**第8条** 市長は、助成対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度に

において助成金を支給せず、又は既に助成した助成金を返還させることができる。

(助成金の返還)

**第9条** 市長は、偽りその他不正の行為により医療費の助成を受けた者があるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の敦賀市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、施行日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

**附 則** (平成10年3月27日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成10年9月30日条例第24号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の敦賀市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成10年8月1日から適用する。

**附 則** (平成24年9月28日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の敦賀市母子家庭等医療費の助成に関する条例の規定は、平成24年8月1日から適用する。

**附 則** (平成25年12月20日条例第40号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

**附 則** (平成29年12月25日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の敦賀市子ども医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改

正後の敦賀市母子家庭等医療費の助成に関する条例及び第3条の規定による改正後の敦賀市重度障害者医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、この条例の施行の前日に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 第1条の規定による改正後の敦賀市子ども医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の敦賀市母子家庭等医療費の助成に関する条例及び第3条の規定による改正後の敦賀市重度障害者医療費の助成に関する条例の規定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

附 則 (平成30年9月13日条例第30号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月8日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の敦賀市母子家庭等医療費の助成に関する条例第6条の規定は、令和元年11月1日以後に医療機関において受ける療養に係る助成について適用し、同日前に医療機関において受けた療養に係る助成については、なお従前の例による。